



# 二つの日中平和条約

## 韓国の対中シンパシー

米在韓地上軍の撤退が、いよいよ進捗しようとするなかで迎えられた朝鮮戦争27周年の去る6月25日、私はたまたまソウルにいた。韓国における現代アジア研究の学術的中心である高麗大学アジア問題研究所が創立20周年を記念して開催した「ソ連・中国・北朝鮮の三角関係」と題する国際会議に出席し、3日間の白熱的な討議をその日に終えたばかりであった。この会議には、金俊燁同研究所長をはじめとする30名に近い韓国側の参加者と、アメリカ側からは北東アジア問題のR・A・スカラビーノ(カリフォルニア大)、中ソ関係のD・S・ザゴリア(ニューヨーク市立大)、中国・日本問題のE・F・ウォーゲル(ハーバード大)、日本問題のJ・W・モレー(コロンビア大)、H・パッシン(同)、北朝鮮・中国問題のI・P・キム(コネチカット大)の各教授ら第一線の専門家が出席し、前北京大使をつとめたオーストラリアの中国専門家S・フィッツジェラルド(オーストラリア国立大)も加わった。この会議を通じて痛感したことの一つは、韓国は北朝鮮と対立しているあまり、その背後にはソ連の脅威を強く感ずるわりに、中国に対しては、かなり認識が甘く、むしろシンパシーが強いことであった。

## 反覇権連合と日本

第二には、アメリカの代表がしばしば指摘したことだが、そのようなソ連の脅威とソ連の軍事的強大化に対処するために、いまこそ米・日・中の「反覇権連合」をつくるべきで、日本が「覇権条項」入りの日中平和友好条約の締結に躊躇する理由がわからない、といった意見であった。私は、アメリカがこのような米・日・中の「太平洋横断的連携」を、新太平洋ドクトリン(一九七五年十二月)以来、さらに大きく志向しつつあることについては、これまでもしばしば述べたが、やはり、このような方向は今後さらに強く押し出されてくるだろう。

だが、アメリカとは異なった国際環境のなかで、中ソ対立を利用するところか、むしろ常に中ソ対立に巻き込まれることの危険性を自覚してゆかねばならないわが国としては、こと中ソ関係に関するかぎり、アメリカとどのような同一歩調をとれないのである。むしろ、わが国としては、広い国際的視野のなかに日中、日ソ関係を位置づけ、なによりもまず対中、対ソ外交の交渉能力を高めてゆかねばならない。

にもかかわらず、わが国の一部には、ソ連に痛めつけられ、ソ連が憎いからといって、

条件反射的に中国に接近しようとするような傾向の人びとも存在する。現に最近の「覇権条項」入り日中平和友好条約をめぐるさまざまな動きのなかで「反ソ」から「親中」へ振子が動こうとしたし、対ソ強硬外交は往々にして対中軟弱外交になりやすいという体質的傾向を、わが国は潜在的にもついているともいえる。

## もう一つの平和条約

ところで、日中平和友好条約の問題は、この9月末が日中国交樹立5周年でもあるだけ



日中平和友好条約交渉を控えて任命された大物駐日大使符浩(右・前ベトナム大使)と駐中国大使・佐藤正二(左・前外務次官)

に、参院選挙が終るとまたさまざまな話題を提供するようになるであろう。しかし、この問題は一般論としてはかり論じられていて、具体的にはまだほとんど詰められていないのはどうしたことだろうか。

いうまでもなく、平和条約や友好条約はそもそも戦争や紛争で生じた懸案事項、未解決問題を二応は処理して結ばれるべきものである。

第一次大戦後のヴェルサイユ条約や第二次大戦後のサンフランシスコ平和条約もそうであった。だが今日の世界には、もう一つ別の

種類の平和条約、友好条約が存在している。それはたとえば、一九七一年のソ印友好・平和・協力条約などがそれであり、むしろ連軍事同盟条約的な色彩の濃い、戦略的背景をもった条約である。われわれが当面する日中平和友好条約は、そのどちらのパターンのものであるべきなのか。この肝心の問題をいまいにしたまま条約締結促進の国会決議さえ提案しようとする野党もあるが、中国側は「覇権条項」の挿入を要求しているのであるから、明らかに後者のような戦略的背景において考えていることはいうまでもない。アメリカが、米・日・中の連携を求めるのも、このような戦略的背景においてであり、そのことによつてグローバルな対ソ戦略の一環にしようとしているのである。だとすれば、わが国はそもそもそのような平和友好条約を中国と結ぶべきではない。この点は、外交を開かれた国際環境において維持してゆかねばならないわが国の立場からして当然であろう。

そうではなくて、懸案処理による本来の平和友好条約であるというのなら、わが方が胸につかえるものを残したまま条約を結ぶべきではなく、正規の外交ルートによる交渉によって問題を十分に詰め、場合によってはその結果を条約交渉において譲定書や交換公文など、なんらかの形で文章化しなければならぬ。一九八〇年に期限満了の日本を仮想敵とした中ソ友好同盟条約についても、尖閣列島の領有問題についても、中国側の領海ないしは漁業専管水域構想についても、大陸棚問題についても、十分な外交的詰めを行わなければならない。これらの詰めがほとんどなされないまま条約を結べというのは、まさに暴論であり、さもないければ、中国語でいう「赤国主義」というものだろう。